

働き方改革について

- 著しく短い工期で工事が実施される場合、設計変更や施工の遅れ等を通じて下請企業にもしわ寄せが及び、技能労働者の就労環境が悪化するのみならず、建設生産物の施工品質や安全面にも影響が生じる可能性。
- 労働者の健康を守り、週休二日の実現や来年4月から適用される時間外労働規制への対応を行っていくためにも、工程全体で適切な工期が確保される方策が必要ではないか。
- 同時に、業界全体としては進んでいるとは言えないICTを活用した生産性の向上が不可欠であり、勤怠管理や適切な施工体制の確保、事務作業の効率化等も含めてアプローチが必要ではないか。

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与
 - (ii) 一品受注生産
 - (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
 - (ii) 公共工事における考え方
 - (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因： 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3) イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4) 制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約
スクールゾーンにおける搬入出時間の制限 等
- (5) 契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、
分離発注 等
- (6) 関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7) 行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに
要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、
安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、
適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10) その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事
 - (ii) 土工事
 - (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事
 - (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期
 - (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
 - (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査
 - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

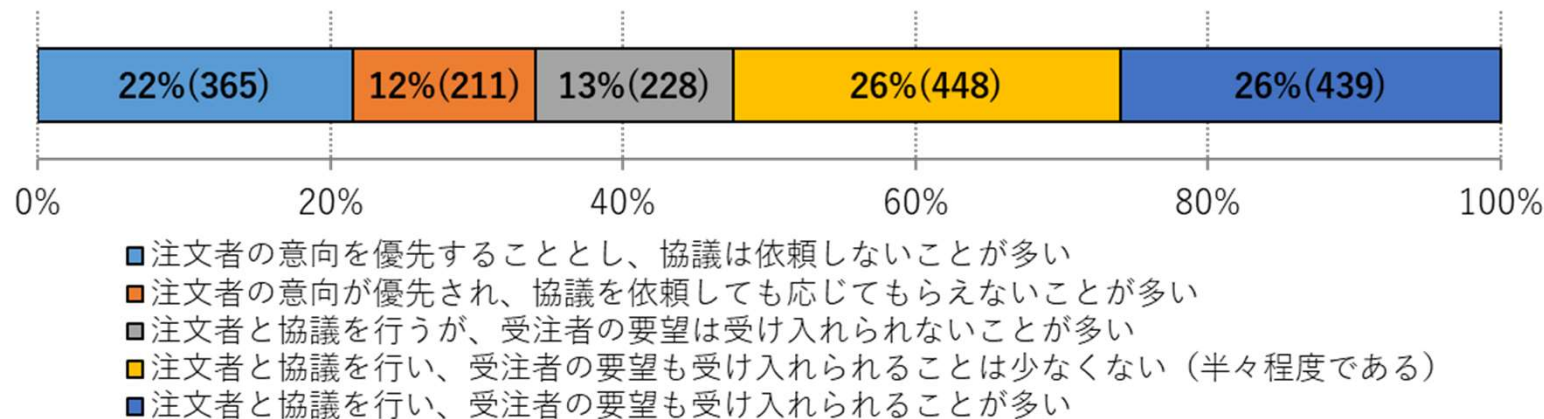
第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

工期設定の状況

工期設定の状況

最終的な工期の設定方法

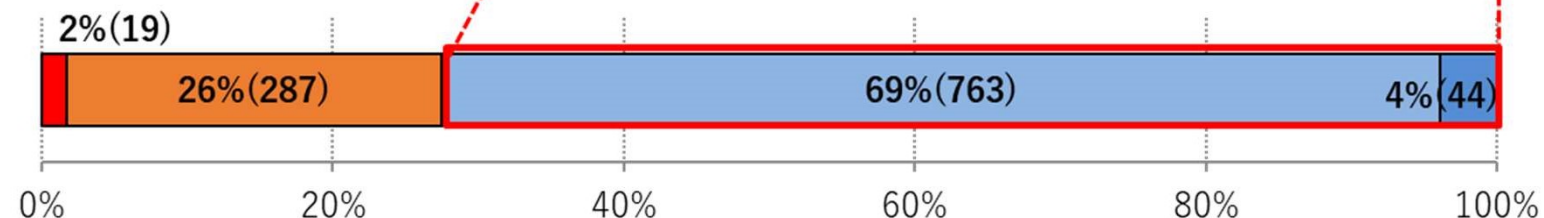


最終的な工期の設定方法は、注文者の意向が優先される、受注者の要望が受け入れられないことが多い場合が約半数を占める。

注文者から提示された工期の適切さ



協議後の工期の適切さ

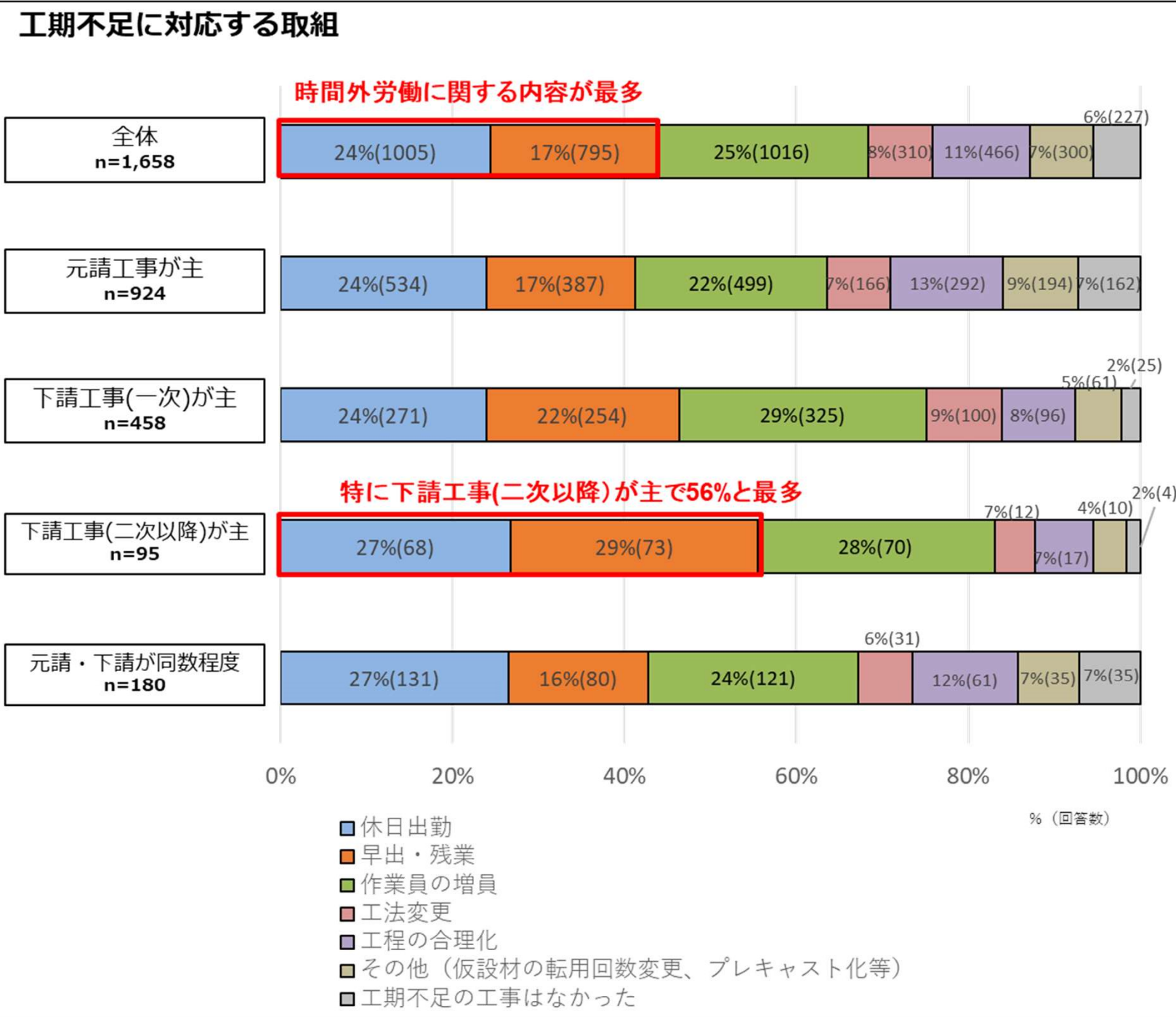


変更契約協議後には、妥当な工期又は余裕のある工事が増加

- 著しく短い工期の工事が多かった
- 短い工期の工事が多かった
- 妥当な工期の工事が多かった
- 余裕のある工事が多かった

また、変更契約協議が行われた場合には、妥当な工期又は余裕のある工事の割合が多い。

工期不足に対応する取組



工期不足に対応する取組としては、休日出勤、早出・残業の時間外労働に関する内容が全体の約4割を占める。

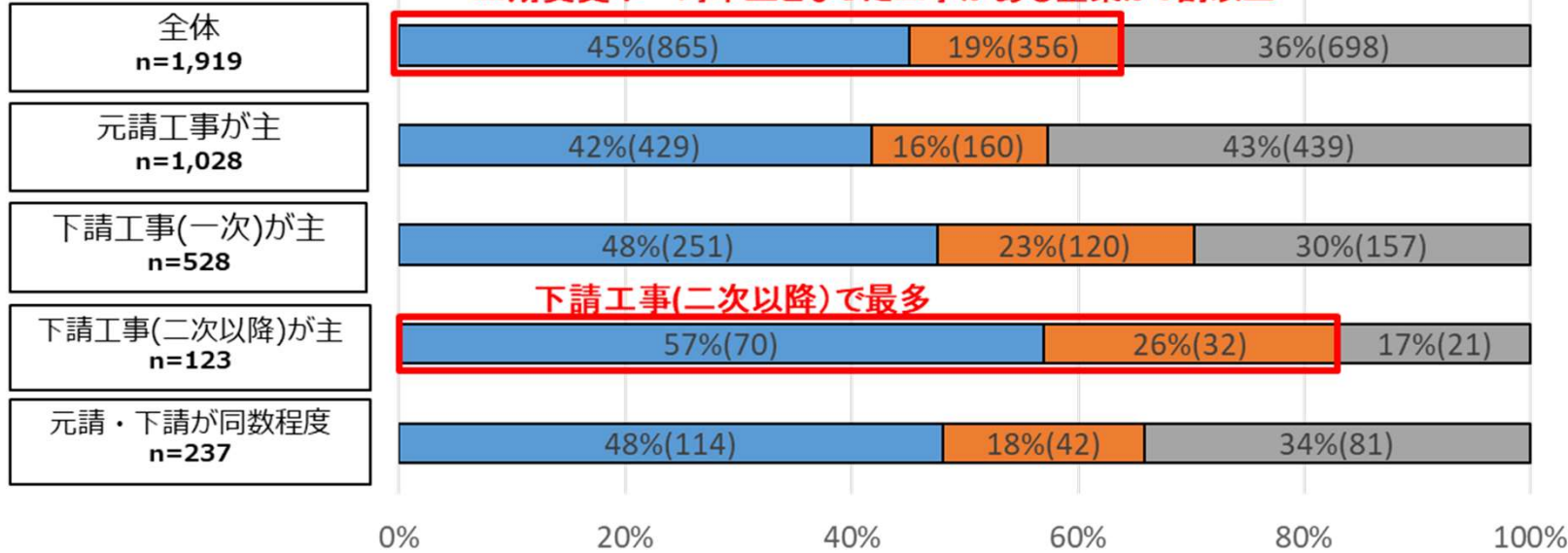
また、これらの時間外労働での対応は、下請業者ほど多い傾向にある。

工期変更・一時中止工事の状況

工期変更や一時中止となった工事の有無 ※調査期間(令和4年1月~)に履行中の民間工事(令和4年1月以前に受注した民間工事も含む)を対象として調査

○ 請負階層別

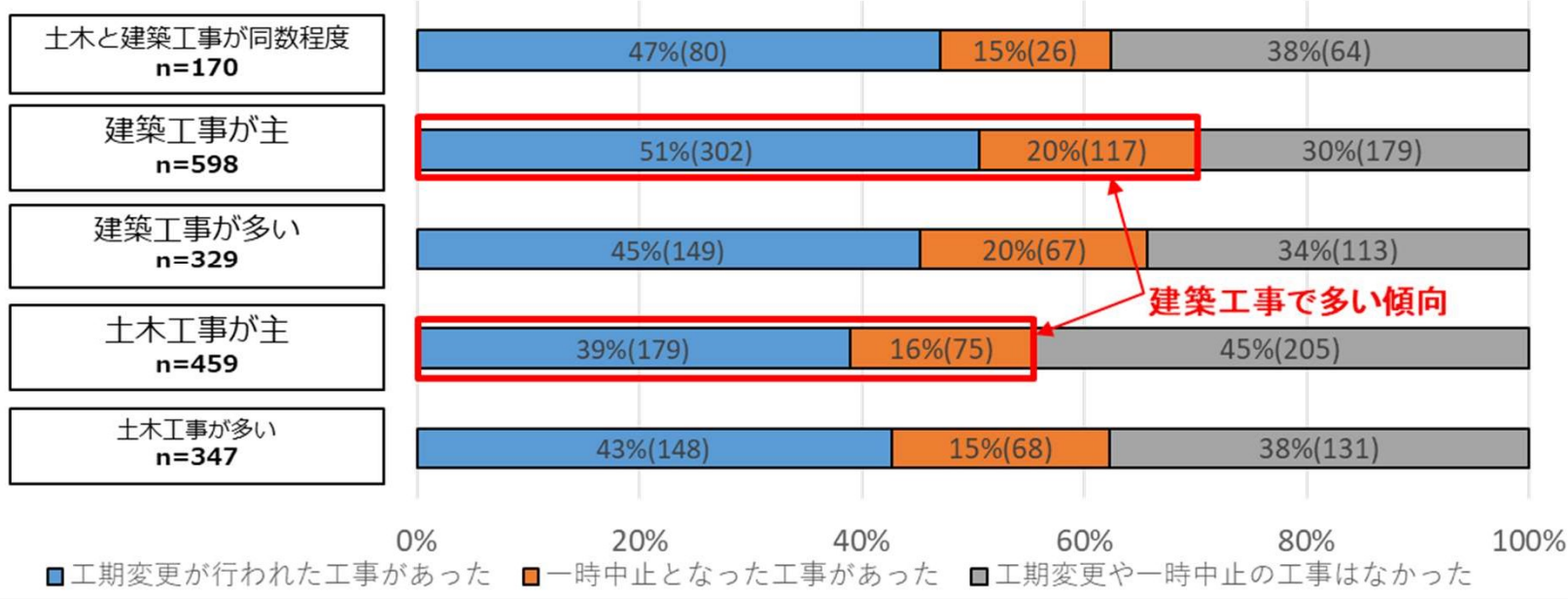
工期変更や一時中止となった工事がある企業が6割以上



下請工事(二次以降)で最多

工期変更や一時中止となった工事がある企業は全体の6割以上を占め、特に下請工事で多くなる傾向。

○ 土木・建築工事の割合別



建築工事で多い傾向

土木工事に比べて、建築工事の方が、工期変更、一時中止ともに多い。

■ 工期変更が行われた工事があった ■ 一時中止となった工事があった ■ 工期変更や一時中止の工事はなかった

著しく短い工期の禁止(19条の5)

- ・建設業法においては、注文者が通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期で請負契約を締結することを禁止。当該規定に違反した場合、許可権者は発注者に対して勧告を行うことが可能。
- ・受注者が、著しく短い工期により請負契約を締結することは制限されていない（行政による是正措置も不存在）。

○ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（著しく短い工期の禁止）

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

（発注者に対する勧告等）

第十九条の六 （略）

2 **建設業者と請負契約**（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、**当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。**

3 **国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。**

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

EUにおける勤務間インターバル制度

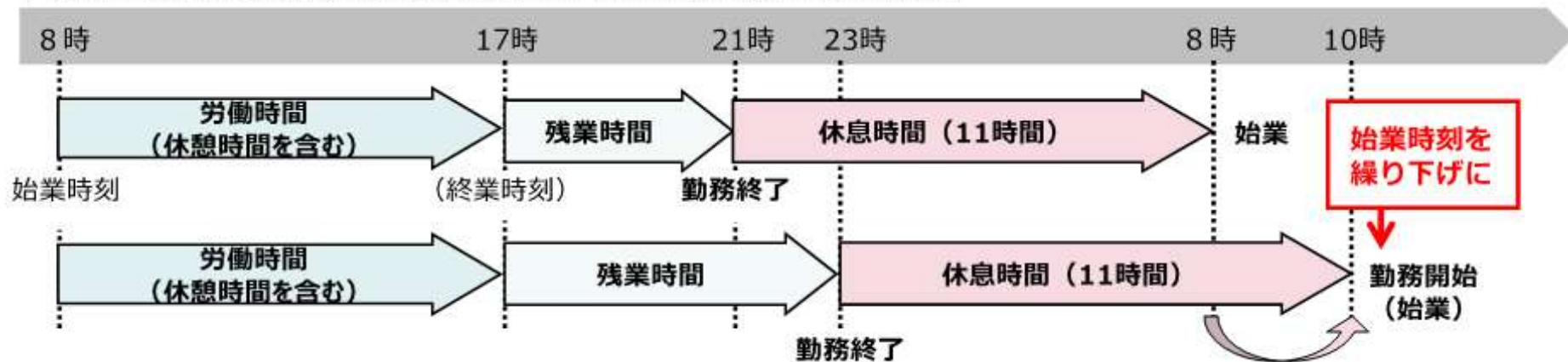
「**勤務間インターバル制度**」とは、終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を確保する仕組み。

EUにおける勤務間インターバル制度

加盟国は、**すべての労働者が24時間ごとに最低連続11時間の休息をとる**ことができるようにするために必要な措置を講じなければならない。

「労働時間編成の特定の側面に関する2003年11月4日の欧州議会及び理事会の指令2003/88/EC」第3条

【例：11時間の休息時間を確保するために、始業時刻を繰り下げたもの】



「第13回これからの労働時間制度に関する検討会 厚労省」資料より抜粋

日本国内においては、働き方改革関連法において、労働時間等設定改善法（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法）が改正され、**勤務間インターバル制度を導入することが事業主の努力義務**となった（施行日：平成31年4月1日）。

⇒ **建設業者や発注者に対する周知を強化していく必要**

勤務間インターバル義務化への具体策(浜田委員ご提供)

「勤務間インターバル制度」の導入が企業の努力義務となっている一方で、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更(平成30年7月24日閣議決定)により、勤務間インターバル制度を導入している企業割合の数値目標が定められたが、さらに新しい資本主義実行計画の中で導入企15%への大幅な引き上げ目標が明記され、国の重要政策として位置づけられている。

■他業界の事例

- ・自動車運転労働者には、2023年から11時間の努力義務・9時間が義務化された。
- ・医師においては2024年から9時間のインターバルが義務化される。医師法に基づく応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要であるとして「医師の働き方改革に関する検討会」にて検討。原則9時間のインターバルの確保が必要で、当直明けの日(宿日直許可がない場合)については、連続勤務時間制限を28時間とした上で、勤務間インターバルは18時間、当直明けの日(宿日直許可がある場合)については、通常の日勤と同様、9時間のインターバルを確保する。実施できなかつた場合には、代償休息を付与する。
- ・国家公務員に対しては11時間の勤務間インターバル制度を国家公務員制度に導入する研究会が2022年に立ち上がっている。

■ルール化が必要

- ・建設業法第19条の5 適正工期に関連して、「勤務終了後、休息期間が継続11時間を下回らないものとする」と追記。工期については情報の非対称性が起きやすいが、労務環境を整えることについては合意しやすい条件である。
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条6 に関連して、「勤務終了後、休息期間が継続11時間を下回らないものとする」と追記。

■さらに、この実効性を高めるために、建設プロジェクト単位で、労働環境の見える化を行うことで、サステナブルな環境づくりについて一般社会に対しても訴えることができる。

上記により、労働環境の面からも先進的な環境づくりを行い、国民経済や地域社会に重要な役割を果たす

施工体制の実態把握に係る考え方

- 建設業法に基づき、施工体制台帳や施工体系図の作成を通じて適正な施工体制を確保することとされているが、書面ベースの施工管理には限界もあり、適切な施工を確保するという観点から、ICTを活用した「見える化」を進めていくことが必要。
- 下請構造の重層化による弊害に対処するためにも、まずは施工体系を可視化し「見える化」することで、現状を正しく把握することが不可欠。
- 労務を確保するために下請発注を行うことで重層化が発生し、施工体制が見えにくくなっていることから、労務の確保をしやすくすることが必要。

《H30 基本問題小委員会中間とりまとめ》

(4) 重層下請構造の改善に向けた環境整備

発注者等に説明のできない重層構造を回避する方策の検討（例えば、施工体制台帳や施工体系図の活用による下請次数や下請建設企業数等の「見える化」）について検討を行うべき。

○ 医療施設の増設工事における事例（工事代金48億円、延べ床面積10,299㎡）

| | 会社（総実数） | 技能者（総実数） |
|----|---------|----------|
| 1次 | 75社 | — |
| 2次 | 432社 | — |
| 3次 | 329社 | — |
| 4次 | 33社 | — |
| 計 | 869社 | 2725名 |

2020年5月～2021年11月

令和4年9月 第5回 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会（厚生労働省）資料5-1 より作成

E20 中央道を跨ぐ橋梁の耐震補強工事施工不良に関する調査委員会報告書

(令和3年7月27日公表)

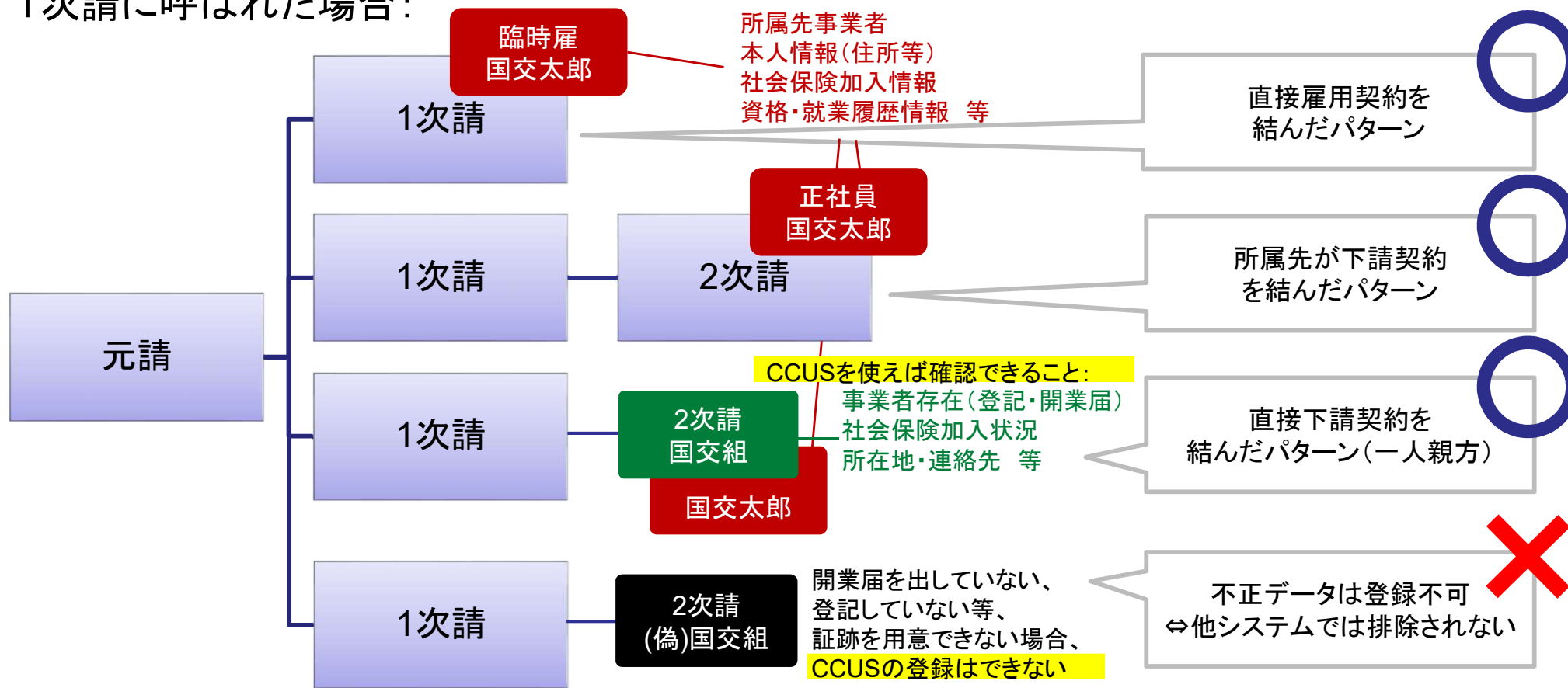
- 中日本高速道路株式会社八王子支社発注の橋梁耐震補強工事において施工不良が発生。
- 施工不良発生の原因として、受注者に、品質管理、工程管理の不備等施工における重大な問題があったとされ、主要構造物を施工した下請会社は、常用工による派遣労働者の形態であり、その多くは、十分な経験・技能を持たない作業員。
- 下請を含む施工体制の適正性に関し、受注者は、施工体系図及び施工体制台帳を、2018年12月から2020年9月までの間に計24回提出しているが、下請会社の追加や変更が生じた都度、監督員へ提出すべきところ、実際に受注者から施工体系図等が記載の日付通りに提出されたことはまれであり、監督員からの指導によって数ヶ月後にまとめて提出されたこともあった。
- 下請会社のうち7社において、受注者から提出された施工体系図等とは異なる契約が締結されていた事実が確認され、実際に契約した相手は、施工体系図等に記載の無い会社や、建設業許可を有しない商社が含まれていた。

いわゆる「応援」の把握について

- CCUSでは登録時に技能者・事業者について、第三者の目による公的証憑を用いた厳正な審査を行っており、本人情報、社会保険加入情報等の内容について、真正性が担保されている。
- いわゆる「応援」にも様々なパターンがあるが、審査済情報により構成されるCCUSの施工体制を見れば、どの人がどのような立場で職場にいるかは判断可能。

1次請に呼ばれた場合：

CCUSを使えば確認できること：



※ 現状、CCUSの取組みは任意。CCUSデータの真正性を活用し、応援実態を完全に把握するためには、就業者全員が登録し、施工体制を組む必要がある。

- CCUSは出面の表示機能がある。
- 勤怠管理に必要となる勤務時間・有給休暇処理機能等は実装されていない。
- また、時間表示画面が無いため、出退勤時間は入力できるが表示できない。

就業履歴一覧(月別カレンダー)

| 事業者名 | 法人・個人区分 | 技能者の所属と異なる場合 | 技能者名 | 元請事業者 | 現場 | 1月 | 2火 | 3水 | 4木 | 5金 | 6土 | 7日 | 31水 | 職種 | 立場 |
|------|---------|--------------|------|-------|--------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-------------|----------|
| 下請電気 | 法人 | | 電設太郎 | 元請建設 | 〇〇新築工事 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 電工 電工 | 職長・主任技術者 |
| 下請電気 | 法人 | | 電工次郎 | 元請建設 | 〇〇新築工事 | | | | 1 | 1 | | | 1 | 電工 電気通信工 | - |
| 下請電気 | 法人 | 所属事業者以外 | 応援三郎 | 元請建設 | 〇〇新築工事 | | | | | | | | 1 | 電工 電工 | - |
| 史郎設備 | 個人事業主 | | 事業史郎 | 元請建設 | 〇〇新築工事 | | | | 1 | 1 | 1 | | | 配管工 配管工 | 職長・主任技術者 |
| 親方吾郎 | 一人親方 | | 親方吾郎 | 元請建設 | 〇〇新築工事 | | | | 1 | 1 | | | | 配管工 配管工 | - |
| | | | | | | 1 | 1 | 1 | 4 | 4 | 2 | 0 | 3 | | |

※ 実際の帳票を簡略化して表示。本来は技能レベル、在留資格、在留期間、退職金制度等加入状況、現場工事区分等も表示される。

※ 現状、CCUSの取組みは任意。CCUSデータの真正性を活用するためには、就業者全員が登録し、施工体制を組む必要がある。

○発注者がCCUSを活用し、施工体制台帳等の閲覧、CCUSの利用状況の確認、工期内における技能者の週休2日の達成状況の確認できるよう、措置

(※元請けの同意を前提として、発注者にIDを付与し、個人情報の保護に留意しつつ、CCUSの画面の一部を確認できる仕組みを整備)
 (※システム改修の想定費用(概算)は約1.5億円。近日中に供用開始予定。)

(1) 施工体制台帳等の帳票の確認

デジタル化を推進するべく、下記帳票の確認を可能とする

◎ 施工体制台帳の帳票

◎ 作業員名簿の帳票

◎ 施工体系図の帳票

◎ 下請負業者編成表・再下請負通知書の帳票

◎ 社会保険加入状況の帳票

※元請けが既に出力可能な帳票について、公共発注者も確認できるよう、措置する。

書類の事務の合理化

(2) 発注工事におけるCCUSの利用状況の確認

CCUSモデル工事など、発注工事における、CCUSの利用状況の確認を可能とする

◎ 技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況

◎ 事業者のCCUSの登録状況

◎ 技能者のCCUS登録状況

※レベル別・職種別の「各技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況」も確認可能とする。(全工期まとめでの集計とすることを検討。竣工時のレベル、職種により集計を行う。職種は55職種により集計を行う。)

CCUSモデル工事の履行状況の確認事務の合理化

(3) 技能者の当該工事における週休2日の達成状況の確認

当該発注工事の工期内における技能者の週休2日の達成状況を確認できる必要

◎ 技能者の週休2日の達成状況

※さらに、発注者としての立場から合理的な利用目的がある場合に限り、元請けの同意を条件として、当該工期内における技能者の他工事も含む全ての現場における就業実績(週休2日の達成状況)についても一覽的に確認することができるよう措置する。(事業者と技能者の同意も別途必要とする。)

週休2日工事における、達成状況の確認に資する(②とセット)

- 働き方改革に関連する施策や工期の基準の考え方を引き続き発注者・建設業者に対して周知徹底していくことに加え、受注競争の中で著しく短い工期が設定されることを防止し、建設プロセス全体で適正に工期が確保されることを制度的に担保していくことが必要ではないか。
- CCUSを活用した勤怠管理や施工体制の「見える化」など、ICTの活用を推進していくための枠組み作りを行っていくべきではないか。

ご審議頂きたい事項(施工体制の実態把握)

【建設業法第19条の5】 <著しく短い工期の禁止>

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

【建設業法第24条の8】 <施工体制台帳及び施工体系図の作成等>

特定建設業者は、下請契約の請負代金の額が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、下請負人の名称、建設工事の内容、工期等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

特定建設業者は、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

- ・ 注文者に対して著しく短い工期の禁止が課されているが、受注者には課されていない
- ・ 著しく短い工期とは定量的に示されていないため、監督官庁による実効性のある制限の実施が困難
- ・ 適正施工を目的として施工体制台帳等の作成が義務付けられているが、書面をベースとしており、また、下請企業からの申告に基づいて作成されるため、これらが適切に作成されているかどうか必ずしも担保されていない



- ・ 工期の基準に関する考え方の周知の徹底に加え、著しく短い工期による請負契約を制限するため、次の施策を講ずることとしてはどうか。
- ・ 施工体制の実態を把握し、適正な施工を確保するため、次の施策を講ずることとしてはどうか。

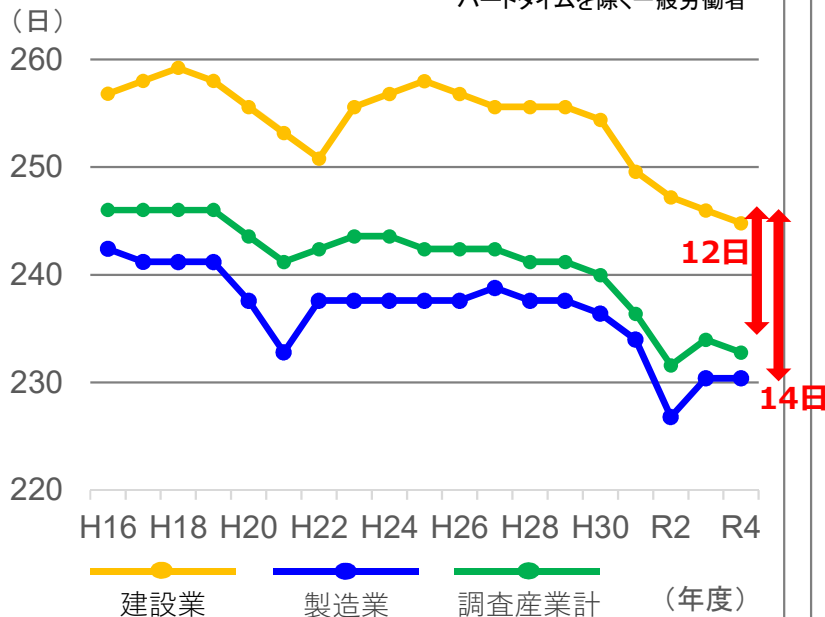
- ✓ 著しく短い工期による請負契約を制限するため、受注者に対し著しく短い工期を禁止し、違反した場合には行政から勧告等を行うことにより実効性を担保していくことは考えられるか。
- ✓ 建設工事の請負契約の適正化にかかわる情報を調査・整理し、公表することができるよう法令上の根拠規定を措置するとともに、組織体制を整備することは考えられるか。【再掲】
- ✓ 施工体制を「見える化」することで責任の所在や役割を明確にするため、国が、ICTの活用を念頭に建設工事の現場を適切に管理するための指針を作成し、特定建設業者に遵守させることを制度化することは考えられるか。

参考資料

建設産業における働き方の現状

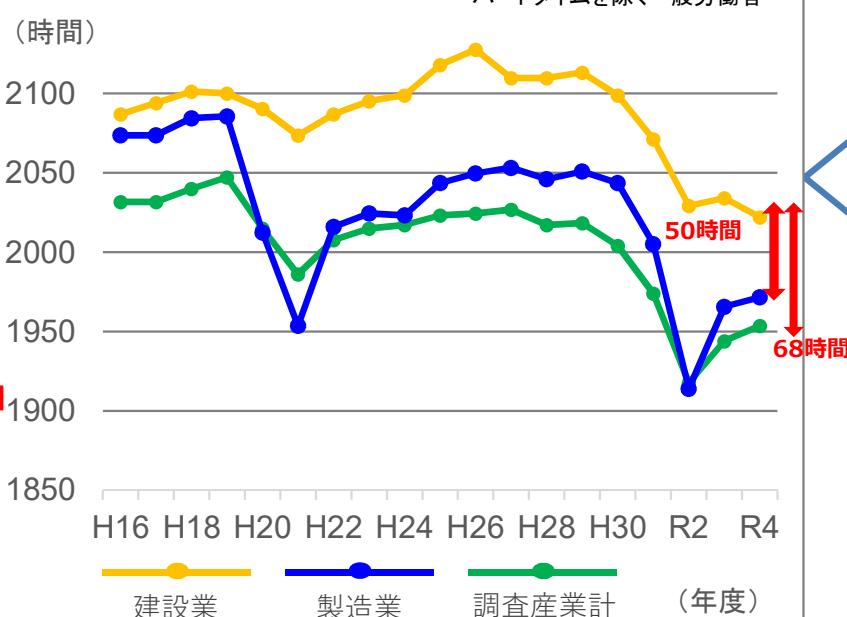
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

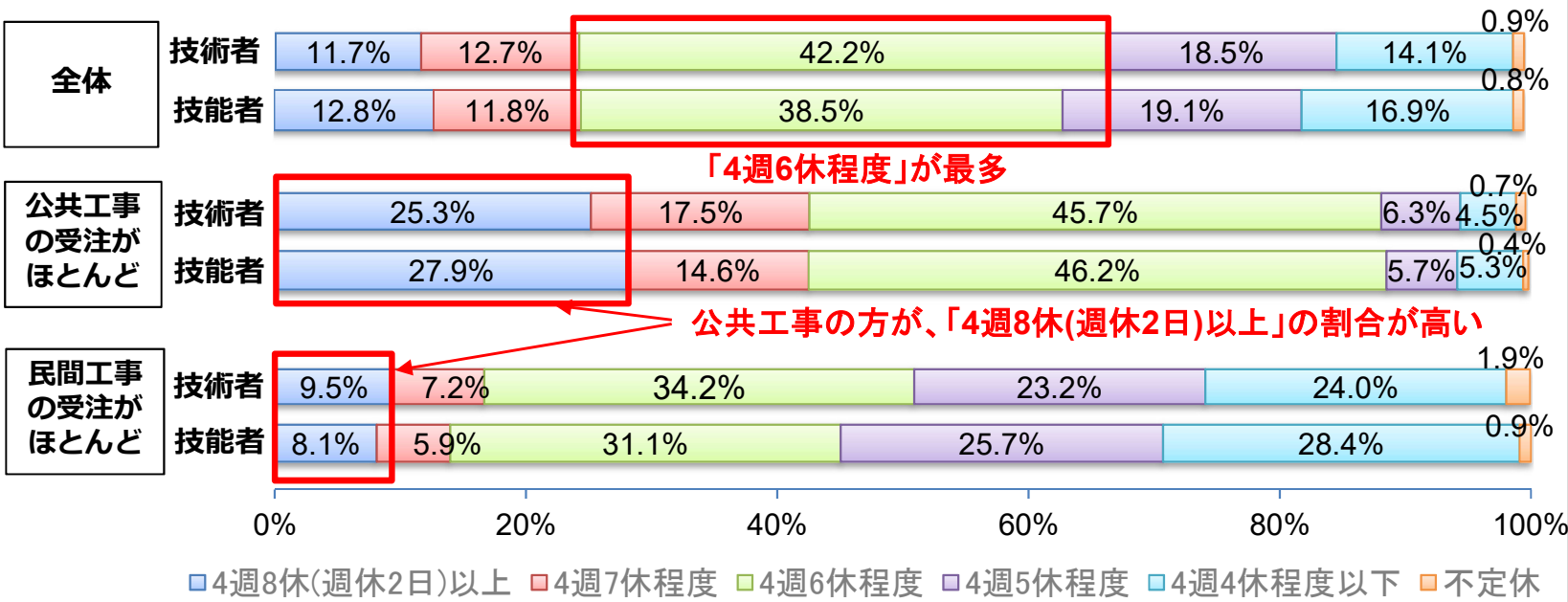
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

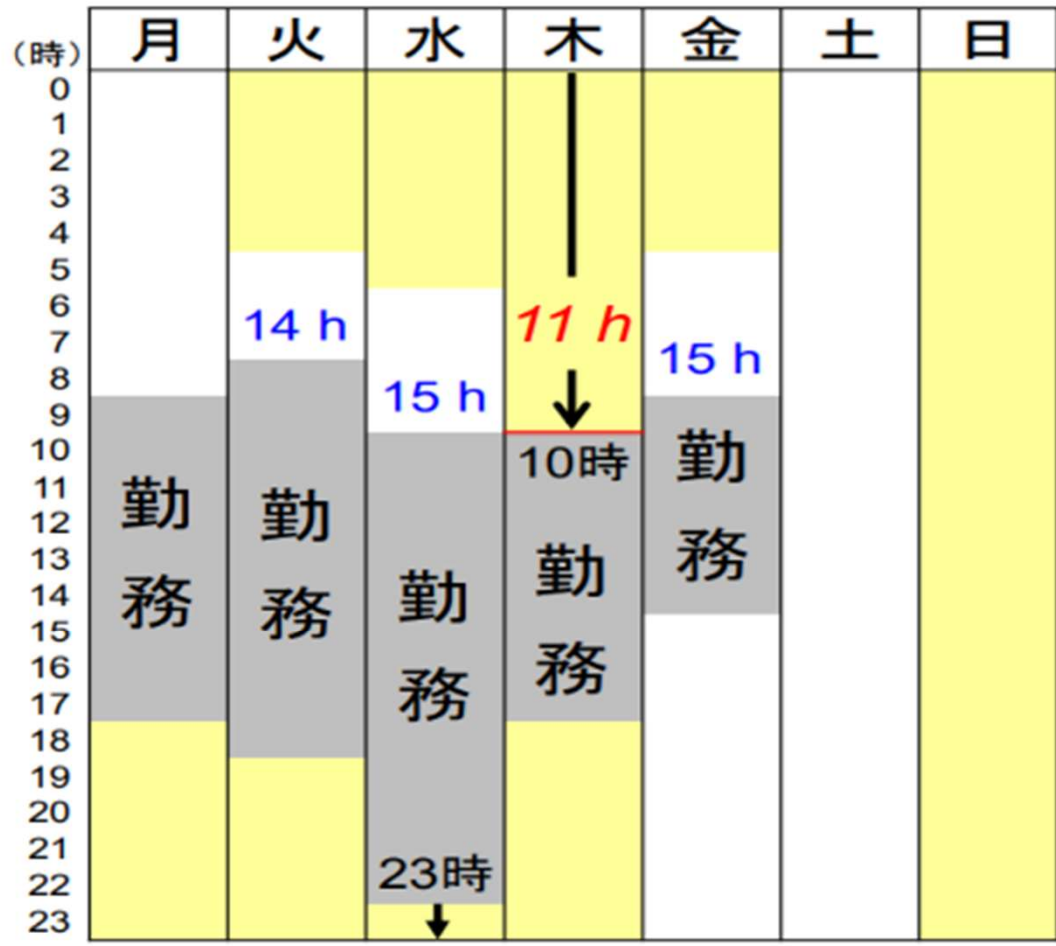
出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和5年5月31日公表)



24時間ごと最短連続
休息時間(■):11時間

1日当たり労働時間の
上限(■):13時間

1週当たり労働時間の
上限:48時間

7日ごと最短連続休息
時間(■):24時間

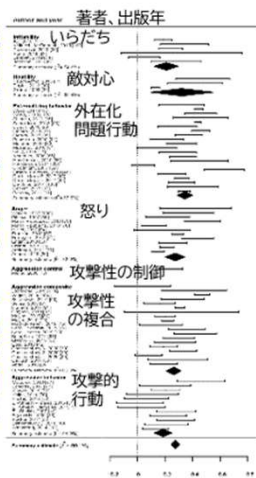
European Parliament Council. Directive 2003/88/EC of the European Parliament and of the Council of 4 November 2003 concerning certain aspects of the organisation of working time. 2003

導入の懸念点は緊急時の対応だが、柔軟な適用除外規定もある。
業務の特殊性から労働時間の長さが測定できない場合、労働者自身が労働時間を決定し得る場合や、保安・監視の業務、サービス・生産の連続性を保つ業務、観光旅行業務・郵便業務などの場合は適用しないなどかなり広範な特例措置を許容。

勤務間インターバルの必要性のエビデンス(浜田委員ご提供)

睡眠不足の上司ほど部下に侮辱的な言葉を使う 睡眠の質の低下は、80.8%の研究において、高い攻撃性と関連

睡眠の質が悪いと攻撃的に

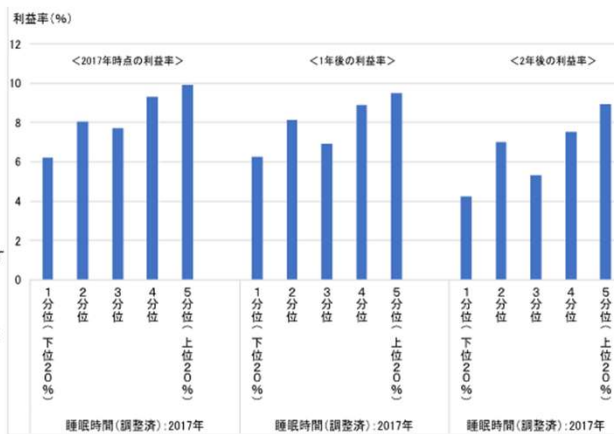
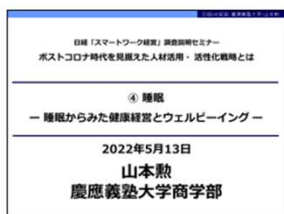


上司の日常的な虐待的行動と職場単位のエンゲージメントの要因として、毎日のリーダーの睡眠を検証した。夜間の睡眠量と虐待的監督行動の関係を検証。夜間の睡眠不足は、自我消耗(自己をコントロールできなくなる)のためリーダーが日常的に虐待的な行動をとることに影響を与え、こうした虐待的な行動は最終的に日常的な部下のワーク・エンゲージメントの低下をもたらす。このモデルは、上司と部下の両方から得たデータを用いて、10日間にわたる経験サンプリング調査によって検証された。その結果、上司の自我消耗と上司の日常的な罵倒行動・睡眠の質・量の間接的な効果が、部下の日常的な職場単位のエンゲージメントに影響を及ぼすことが示された。

Van Veen et al. Sleep Med Rev 2021 (当社にて和訳補足)

右上記事の元となっている論文
https://www.researchgate.net/publication/269631129_You_Wouldn't_Like_Me_When_I'm_Sleepy...r_Sleep_Daily_Abusive_Supervision_and_Work_Unit_Engagement

慶応大学 山本勲教授の研究結果



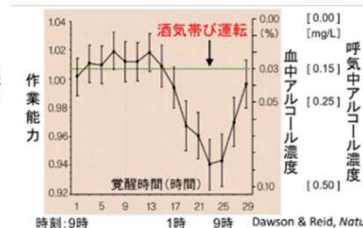
- ▶ ビジネスパーソン1万人調査 (BP調査)
 - ✓ 2017, 18, 21年: 上場企業に勤務する正社員
 - ✓ インターネット調査 (約1万人、非パネル調査)
 - ✓ 勤務先企業名を調査→上場企業情報とマッチング可能
- ▶ スマートワーク経営調査 (SW調査)
 - ✓ 2017~2021年: 上場企業対象
 - ✓ 郵送・メール調査 (500~700社回答、パネル調査)

平均睡眠時間が上位の企業ほど、利益率(ROS)が高く
2年後にもその傾向が続いていたことが判明
(日経スマートワーク調査・ビジネスパーソン調査)

睡眠の後半がワークエンゲージメントの鍵

●慶應義塾大学 島津明人教授

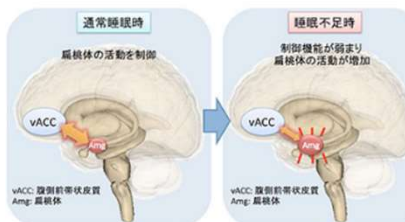
「人間の脳が集中力を発揮できるのは朝目覚めてから13時間以内で、集中力の切れた脳は酒気帯びと同程度の、さらに起床後15時間を過ぎた脳は、酒酔い運転と同じくらいの集中力が保てない」。脳の集中力が成果に直結するホワイトカラーは残業中の労働生産性が最も低い。



●労働科学研究所 佐々木司・慢性疲労研究センター長

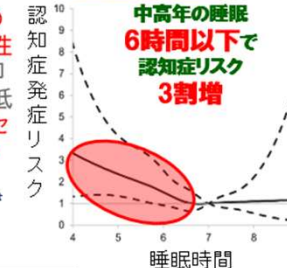
「1日の心身の疲労は、その日のうちに回復させることが大切。会社が過剰な仕事を命じる場合はもちろん、働く側が仕事に生きがいを感じる場合も同じだ。仕事の緊張や面白さによって、疲労は容易に隠されてしまう。(中略)人間は一晩眠ったとして、肉体的疲労は眠りの前半に回復し、ストレスは後半に解消する。」

(<http://www.asahi.com/articles/ASH316298H3JULFA02D.html>より)



●睡眠不足は、脳の怒りの発生源である扁桃体を活性化させ、扁桃体の活動を抑制する前頭前野の機能を低下させるので、パワハラ・セクハラ・不祥事等のモラル崩壊の引き金となる

Yoo, S. et al.: The human emotional brain without sleep



平均睡眠時間と国民一人あたりGDPが相関



あと1時間長く寝る社会に。「7時間睡眠」を実現できると、以下の効果が考えられる。

- 国民一人あたりGDPの向上
- ROS(利益率)の向上
- 生産性向上
- ワーク・エンゲージメント向上
- メンタル疾患罹患率低下
- 過労死・過労自殺防止

他国では、睡眠は国家戦略です。

- 技能者情報(氏名・社会保険加入情報・能力評価結果)、事業者情報(企業名・許可区分・社会保険加入状況等)については、第三者による公的証憑を用いた厳正な審査が行われている。
- 就業履歴情報(現場ID、入場日時)については、カードリーダー等により入れられた情報や、元請により入力された情報を確実に蓄積することが可能。

| 技能者情報 | 事業者情報 | 就業履歴情報 |
|---------|---------|----------|
| 技能者ID | 事業者ID | 技能者ID |
| 氏名 | 代表者名 | 技能者名 |
| 国籍 | 所在地 | 事業者ID |
| 生年月日 | 資本金 | 現場ID |
| 資格・講習情報 | 法人・個人区分 | 就業年月 |
| 健康保険 | 建設業許可 | 入場日・時間 |
| 年金保険 | 健康保険 | 利用システムID |
| 雇用保険 | 年金保険 | 退場時間 |
| 労災保険 | 雇用保険 | 立場 |
| 能力評価結果 | 労災保険 | 職種 |
| 等 | 等 | 等 |

第三者の目による公的証憑を用いた厳正な審査済み

カードリーダー等により入れられた情報や、元請により入力された情報を確実に蓄積

【参考②】CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた更なる取組強化

- 来年4月から、原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなることを踏まえ、**令和5年度を「CCUS能力評価躍進の年」**となるよう、業界と一体となって取組を加速化

※ CCUSの運営主体である建設業振興基金と能力評価の実施について円滑な連携が図られるよう、推進体制(CCUS能力評価推進協議会)についても整備

どんな現場でも、技能者が就業履歴を蓄積できる環境整備

就業履歴を蓄積できる環境の整備

- **市販の安価なカードリーダー**でも対応可能なシステムや**安価に電話で就業履歴が蓄積できる実験的取組**を本年中に提供開始
- **カードリーダーがなくても、iPhoneにより就業履歴が蓄積**できるよう、調査結果を踏まえ**来年度早期のシステム供用開始を目指す**
- CCUS新規登録事業者に**カードリーダーの無償貸与を実施**(建設業振興基金にて継続)

未設置現場向けのメールでの専用窓口の設置

- 「現場にカードリーダーがない」という場合に、技能者や下請からのメール専用窓口を振興基金に開設。**(相談内容に応じた元請向けの情報提供等のサポートの実施、上記のカードリーダーの無償貸与等を周知)**

【その他の取組】

- カードリーダーの購入等に係る経費を助成する厚労省の助成金(2/3補助)の活用
- 元請業者に対しては、施工体制登録など現場の手間を削減するような支援

技能者の能力評価の促進

基準未策定となっている分野の評価基準の整備

- 能力評価**基準が策定されていない分野について**専門工事業団体による**基準作成等に対して支援**

申請数増加に向けた専門工事業団体への支援

- 評価申請を増進するため、専門工事業団体による**能力評価実施体制の整備や周知活動**に対して支援

技能者登録の際にワンストップでレベル評価

- 技能者登録と同時に能力評価に応じたカード発行を可能とするよう、「ワンストップ申請」を**来年4月目途に供用開始**

【その他の取組】

- 地域の公共土木で職種横断的に現場を担う技能者の評価の在り方について、基準の策定を視野に入れた実態把握・検討

- 元請会社には、**現場でのカードリーダー等の設置**を進めていただくよう、お願いします。
- 業界団体の皆様には、**技能者の能力評価**の周知・普及を進めていただくようお願いいたします。

<イメージ> 施工体制台帳【作成例】

- 特定建設業者である元請業者（建設業法）、公共工事を実施する元請業者（入契法）は、「施工体制台帳」の作成・変更が義務付けられている。※公共工事では、作成・変更時の発注者への提出も必要。
- これは、元請業者に直接の契約関係にある下請業者のみならず工事全体を監督しつつその施工管理を行わせることで、建設工事の適正な施工を確保することを目的としている。

施工体制台帳の記入例

施工体制台帳を作成又は変更した年月日を記入

令和3年3月12日

施工体制台帳

| 作成建設業者の名称とこの工事を担当する事業所名を記入 | 【会社名】事業者ID】 国交建設株式会社(00000000000000) | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------------|-------------------|-----------|------|----|----|----|-----|-----|-----|------|------|------|
| 作成建設業者が受けている許可を全て記入（業種は略称でも可） | 建設業の許可 | 許可業種 | 許可番号 | 許可（更新）年月日 | | | | | | | | | | | | |
| 作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容を記入 | 工事名称及び工事内容 | 〇〇ビル新築工事/建築一式(地上6階、地下1階、延べ床面積9,600m ²) | | | | | | | | | | | | | | |
| 作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期・契約日を記入 | 発注者名及び住所 | 〇〇商事株式会社 〒000-0000 埼玉県さいたま市中央区新都心〇-〇 | | | | | | | | | | | | | | |
| 発注者と契約を締結した作成建設業者の営業所を記入 | 工期 | 自 令和3年2月28日 | 契約日 | 令和3年2月27日 | | | | | | | | | | | | |
| 一次下請と契約を締結した作成建設業者の営業所を記入 | 区分 | 名 | 称 | 住 | 所 | | | | | | | | | | | |
| 発注者が置いた監督員の氏名を記入（※） | 契約 | 請 | 約 | 〇〇本社 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇 | | | | | | | | | | | |
| 一次下請を監督するために作成建設業者が置いた監督員の氏名を記入（※） | 契約 | 請 | 約 | 〇〇支店 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇 | | | | | | | | | | | |
| 作成建設業者が置いた現場代理人の氏名を記入（※） | 健康保険等の加入状況 | <table border="1"> <tr> <th>健康保険</th> <th>厚生年金保険</th> <th>雇用保険</th> </tr> <tr> <td>加入</td> <td>加入</td> <td>加入</td> </tr> <tr> <td>未加入</td> <td>未加入</td> <td>未加入</td> </tr> <tr> <td>適用除外</td> <td>適用除外</td> <td>適用除外</td> </tr> </table> | | | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 | 加入 | 加入 | 加入 | 未加入 | 未加入 | 未加入 | 適用除外 | 適用除外 | 適用除外 |
| 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入 | 加入 | 加入 | | | | | | | | | | | | | | |
| 未加入 | 未加入 | 未加入 | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用除外 | 適用除外 | 適用除外 | | | | | | | | | | | | | | |
| 作成建設業者が置いた主任又は監理技術者の氏名を記入 | 事業所整理記号等 | 元請契約 | 本社 | XXXX | XXXXXX | XX-XXXX-X | | | | | | | | | | |
| 作成建設業者が置いた監理技術者補佐の氏名を記入（※） | 下請契約 | 〇〇支店 | YYYY | YYYYYY | YY-YYYY-Y | | | | | | | | | | | |
| 作成建設業者が置いた専門技術者の氏名・資格・工事内容を記入（※） | 発注者の監督員名 | 注文 一郎 | 権限及び意見申出方法 | 契約書記載の通り | | | | | | | | | | | | |
| | 監督員名 | 建設 太郎 | 権限及び意見申出方法 | 契約書記載の通り | | | | | | | | | | | | |
| | 現場代理人名 | 国土 次郎 | 権限及び意見申出方法 | 契約書記載の通り | | | | | | | | | | | | |
| | 監理技術者名 | 専任 国土 次郎 | 資格内容 | 一級建築施工管理技士 | | | | | | | | | | | | |
| | 監理技術者補佐名 | 専任 国土 三郎 | 資格内容 | 一級建築施工管理技士補 | | | | | | | | | | | | |
| | 専門技術者名 | 四回 四郎 | 資格内容 | 北陸 一郎 | | | | | | | | | | | | |
| | 資格内容 | 実務経験(10年・管) | 資格内容 | 実務経験(指定学科3年・電) | | | | | | | | | | | | |
| | 担当工事内容 | 冷暖房設備工事 給排水設備工事 | 担当工事内容 | 電気設備工事 | | | | | | | | | | | | |
| | 一号特定技能外国人の従事状況(有無) | ① 有 無 | 外国人建設就労者の従事状況(有無) | ② 有 無 | 外国人技能実習生の従事状況(有無) | ③ 有 無 | | | | | | | | | | |

《下請負人に関する事項》

| | | | | | |
|--------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------|------------|-------------------|-------|
| 下請負人の請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容を記入 | 下請負人の名称及び所在地を記入 | 下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容を記入 | | | |
| 会社名・事業者ID | さいたま株式会社(00000000000000) | 代表者名 | 関東 五郎 | | |
| 住所 | 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇 | | | | |
| 工事名称及び工事内容 | 〇〇ビル新築工事/コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、型枠工 | | | | |
| 工期 | 自 令和3年3月5日 | 契約日 | 令和3年3月4日 | | |
| 至 令和4年3月25日 | | | | | |
| 建設業の許可 | 施工に必要な許可業種 | 許可番号 | 許可(更新)年月日 | | |
| 大、小、特 | 工業業 | 大匠 知事 第7777号 | 令和2年2月10日 | | |
| | 工業業 | 大匠 特定知事 一般 第 号 | | | |
| 健康保険等の加入状況 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 | | |
| | 加入 | 加入 | 加入 | | |
| | 未加入 | 未加入 | 未加入 | | |
| | 適用除外 | 適用除外 | 適用除外 | | |
| 事業所整理記号等 | 営業所の名称 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 | |
| ◆◆営業所 | ZZZZ | ZZZZZZ | ZZ-ZZZZZ-Z | | |
| 現場代理人名 | 関東 五郎 | 安全衛生責任者名 | 田中 一郎 | | |
| 権限及び意見申出方法 | 契約書記載の通り | 安全衛生推進者名 | 山田 二郎 | | |
| 主任技術者名 | 専任 関東 六郎 | 雇用管理責任者名 | 山田 二郎 | | |
| 資格内容 | 一級建築施工管理技士 | 専門技術者名 | | | |
| | | 資格内容 | | | |
| | | 担当工事内容 | | | |
| 一号特定技能外国人の従事状況(有無) | ① 有 無 | 外国人建設就労者の従事状況(有無) | ② 有 無 | 外国人技能実習生の従事状況(有無) | ③ 有 無 |

○健康保険等の加入状況

1. 保険加入の有無
各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。

2. 事業所整理記号等
①元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入
②健康保険：事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記入。
一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入。
③厚生年金保険：事業所整理記号及び事業所番号を記入。
一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入。
④雇用保険：労働保険番号を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入。

○施工体制台帳の添付書類

- 作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し
- 下請負人が請け負った建設工事の契約書の写し
- 主任又は監理技術者が資格を有することの証明書の写し（監理技術者については監理技術者資格者証の写し）
- 主任又は監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの写し（健康保険証等の写し）
- 監理技術者補佐又は専門技術者を置いた場合は、その者の資格及び雇用関係を証明するもの写し

○注意事項

- 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 〇は、建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後ろに（※）があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
- 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。
- 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

以下の者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
①一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）を決定された者）
②外国人建設就労者（同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの）
③外国人技能実習生（同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者）

<イメージ> 施工体系図【作成例】

- 特定建設業者である元請業者（建設業法）、公共工事を実施する元請業者（入契法）は、各下請業者の施工の分担関係を表示した「施工体系図」の作成・掲示が義務付けられている。
- これは、元請業者が施工体制を的確に把握し、下請業者の監督や施工管理を適切に行えるようにするとともに、下請業者も含めた全ての者が施工の役割分担を簡明に確認できるようにすることで、建設工事の適正な施工を確保することを目的としている。

施工体系図の記入例

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期を記入

施工体系図

| | |
|------|----------|
| 発注者名 | ◇◇商事株式会社 |
| 工事名称 | 〇〇ビル新築工事 |

| | |
|----|----------------------------|
| 工期 | 自 令和3年2月28日 至 令和4年3月31日 |
|----|----------------------------|

一次下請を監督するために作成建設業者が置いた監督員の氏名を記入(※)

作成建設業者が置いた監督又は主任技術者の氏名を記入

作成建設業者が置いた監督技術者補佐の氏名を記入(※)

作成建設業者が置いた統括安全衛生責任者の氏名を記入(※)

| | |
|------------|--------------------|
| 元請業者・事業者ID | 0000000000000000 |
| 監督員名 | 建設 太郎 |
| 監督技術者名 | 副土 次郎 |
| 監督技術者補佐名 | 副土 三郎 |
| 専門技術者名 | 伊国 四郎 |
| 担当工事内容 | 冷暖房設備工事 給排水設備工事 |
| 元方安全衛生管理者 | 中国 三郎 |
| 会長 | 統括安全衛生責任者 副土 次郎 |
| 副会長 | 北海 一郎 |

《一次下請》

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 会社名・事業者ID | さいたま土木(株) 0000000000000000 |
| 代表者名 | 関東 五郎 |
| 許可番号 | 77777 |
| 一般/特定の別 | 一般/特定 |
| 安全衛生責任者 | 田中 一郎 |
| 主任技術者 | 関東 六郎 |
| 特定専門工事の該当 | 有・無 |
| 専門技術者 | |
| 担当工事内容 | |
| 工期 | 3年3月5日 ~ 4年3月25日 |

《二次下請》

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 会社名・事業者ID | 中部鉄務工業(株) 0000000000000000 |
| 代表者名 | 中部 太郎 |
| 許可番号 | 99999 |
| 一般/特定の別 | 一般/特定 |
| 安全衛生責任者 | 中部 七郎 |
| 主任技術者 | 中部 七郎 |
| 特定専門工事の該当 | 有・無 |
| 専門技術者 | |
| 担当工事内容 | |
| 工期 | 3年4月1日 ~ 3年9月30日 |

《三次下請》

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 会社名・事業者ID | (株)近畿建設 0000000000000000 |
| 代表者名 | 近畿 太郎 |
| 許可番号 | 33333 |
| 一般/特定の別 | 一般/特定 |
| 安全衛生責任者 | 近畿 太郎 |
| 主任技術者 | 近畿 太郎 |
| 特定専門工事の該当 | 有・無 |
| 専門技術者 | |
| 担当工事内容 | |
| 工期 | 3年4月12日 ~ 3年8月31日 |

| | |
|-----------|-----------|
| 会社名・事業者ID | |
| 代表者名 | |
| 許可番号 | |
| 一般/特定の別 | 一般/特定 |
| 安全衛生責任者 | |
| 主任技術者 | |
| 特定専門工事の該当 | 有・無 |
| 専門技術者 | |
| 担当工事内容 | |
| 工期 | 年月日 ~ 年月日 |

型枠工

| | |
|-----------|------------------------------|
| 会社名・事業者ID | (株)北海道建設 0000000000000000 |
| 代表者名 | 北海道 夫 |
| 許可番号 | 44444 |
| 一般/特定の別 | 一般/特定 |
| 安全衛生責任者 | 北海道 夫 |
| 主任技術者 | |

| | |
|-----------|-------|
| 会社名・事業者ID | |
| 代表者名 | |
| 許可番号 | |
| 一般/特定の別 | 一般/特定 |
| 安全衛生責任者 | |
| 主任技術者 | |

照明内電気設備

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 会社名・事業者ID | 東京電機(株) 0000000000000000 |
| 代表者名 | 東京 四郎 |
| 許可番号 | 55555 |
| 一般/特定の別 | 一般/特定 |
| 安全衛生責任者 | 埼玉 五郎 |
| 主任技術者 | 埼玉 五郎 |
| 特定専門工事の該当 | 有・無 |
| 専門技術者 | |
| 担当工事内容 | |
| 工期 | 3年3月5日 ~ 4年3月25日 |

下請負人が請け負った建設工事の具体的な内容を記入

下請負人の名称・事業者IDを記入

下請負人の代表者名を記入

下請負人の許可番号を記入

一般・特定の別を記入

下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)

下請負人が置いた主任技術者の氏名を記入(※)

特定専門工事の該当の有無を記入

下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入(※)

下請負人が置いた専門技術者の担当する工事内容を具体的に記入(※)

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

| | |
|-----------|-----------|
| 会社名・事業者ID | |
| 代表者名 | |
| 許可番号 | |
| 一般/特定の別 | 一般/特定 |
| 安全衛生責任者 | |
| 主任技術者 | |
| 特定専門工事の該当 | 有・無 |
| 専門技術者 | |
| 担当工事内容 | |
| 工期 | 年月日 ~ 年月日 |

- 注意事項
1. 建設業法では施工体系図の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
 2. [] は、建設業法で定められた記載事項です。
 3. 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
 4. 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に関する「主任技術者」及び「専門技術者」については、記載不要です。
 5. 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

<イメージ> 作業員名簿【作成例】

- 特定建設業者である元請業者（建設業法）、公共工事を実施する元請業者（入契法）は、施工体制台帳の一部として、建設工事に従事する者の健康保険等の加入状況等を記載した、いわゆる「作業員名簿」の作成・変更が義務付けられている（R2.10.1施行）。
※公共工事では、作成・変更時の発注者への提出も必要。
- これは、元請業者に作業員個々人の保険加入状況・資格取得状況等を把握させることで、その処遇改善につなげるとともに、建設工事の適正な施工を確保することを目的とするものである。

作業員名簿の記入例

作業員名簿

(令和3年3月12日作成)

作業員名簿を作成又は変更した年月日を記入

作業員名簿を提出した年月日を記入

作成建設業者の名称を記入
国交建設(株)
(00000000000000)

事業所の名称・現場ID
所長名 国土 太郎

建設工事に従事する者の記号を記入

雇用保険番号の被保険者番号の下4桁を記入

建設工事に従事する者が受けている技能講習を記入

元請確認欄
提出日 令和3年3月12日

一次会社名・事業者ID
(次)会社名・事業者ID

建設現場の所長名を記入

建設工事に従事する者の氏名・ふりがなを記入

建設工事に従事する者の職種を記入

建設工事に従事する者の生年月日・年齢を記入

建設工事に従事する者が加入している保険(健康・年金・雇用)を記入

共済制度(建退共・中退共)の加入の有無を記入

建設工事に従事する者が受けている教育(雇入・職長・特別)を記入

建設工事に従事する者が取得している資格を記入

現場入場及び受入教育を実施した年月日を記入

| 番号 | ふりがな | | 職種 | 生年月日 | 健康保険 | | 建設業退職金共済制度 | 教育・資格・免許 | | | 入場年月日 |
|----|-------|------------------|----|----------|--------|------|------------|------------|------|-------------|-----------|
| | 氏名 | 技能者ID | | | 年金保険 | 雇用保険 | | 雇入・職長特別教育 | 技能講習 | 免許 | |
| 1 | こぶしろう | 1111111111111111 | 建築 | 〇〇年〇月〇〇日 | 健康保険組合 | 有 | 有 | 職長・安全衛生責任者 | | 一級建築施工管理技士 | △△年△△月△△日 |
| | 国土 次郎 | 1111111111111111 | | □□歳 | 厚生年金 | 3333 | | | | | 無 |
| 2 | こぶしろう | 1111111111111111 | 建築 | 〇〇年〇月〇〇日 | 健康保険組合 | 有 | 有 | | | 一級建築施工管理技士補 | △△年△△月△△日 |
| | 国土 三郎 | 1111111111111111 | | □□歳 | 厚生年金 | 3333 | | | | | 無 |
| 3 | こぶしろう | 1111111111111111 | 配管 | 〇〇年〇月〇〇日 | 健康保険組合 | 有 | 有 | 玉掛け | | | △△年△△月△△日 |
| | 田舎 四郎 | 1111111111111111 | | □□歳 | 厚生年金 | 3333 | | | | | 無 |
| | | | | 年月日 | | | | | | | 年月日 |
| | | | | 歳 | | | | | | | 年月日 |
| | | | | 年月日 | | | | | | | 年月日 |
| | | | | 歳 | | | | | | | 年月日 |
| | | | | 年月日 | | | | | | | 年月日 |
| | | | | 歳 | | | | | | | 年月日 |
| | | | | 年月日 | | | | | | | 年月日 |
| | | | | 歳 | | | | | | | 年月日 |

○注意事項
1. 建設業法では作業員名簿の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
2. [] は、建設業法で定められた記載事項です。
3. 事業者ID、現場ID及び技能者IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

(現) …現場代理人 (作) …作業主任者(注)2. (女) …女性作業員 (未) …18歳未満の作業員
 (主) …主任技術者 (職) …職長 (安) …安全衛生責任者 (能) …能力向上教育 (危) …危険有害業務・再発防止教育
 (外) …外国人技能実習生 (特) …外国人建設就労者 (特) …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。
(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業者主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基礎技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。
(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。